

2024(令和6)年度版
(2023(令和5)年度の実績値)

春日井市のごみの現状



春日井市環境部ごみ減量推進課
(2024(令和6)年5月31日現在集計値)

目 次

1	はじめに	1
2	ごみ処理の方法	1
(1)	ごみ排出区分の定義	1
(2)	ごみの排出・収集方法	2
(3)	ごみの処理方法	3
3	ごみ処理の実績（2023（令和5）年度実績）	5
(1)	ごみ・資源物排出量	6
(2)	家庭系ごみ排出量	7
(3)	事業系ごみ排出量	8
(4)	資源化量	9
(5)	ごみの組成	12
(6)	中間処理量	13
(7)	最終処分量	15
(8)	ごみ処理経費	16
4	主な取組（2023（令和5）年度実績）	18
基本施策 1	ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）	18
基本施策 2	ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）	19
基本施策 3	分かりやすい情報発信と環境教育の推進	20
基本施策 4	ごみの適正排出と環境美化の推進	21
基本施策 5	効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築	22
基本施策 6	適正な中間処理・最終処分体制の確立	22
その他		22
5	清掃事業の沿革	23

1 はじめに

本市では、2023（令和5）年度に「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を統合し、「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：2024（令和6）年度～2033（令和15）年度）を策定しました。

本計画では、循環型社会の実現に向けて一層の廃棄物の減量や資源化、適正な処理を推進するため、基本理念を「ともに取り組み、次世代へつなぐ循環都市・かすがい」とし、成果指標や具体的な施策等を定め、計画を推進することとしています。

本資料は、本市で発生するごみの現状や計画の進捗状況を周知するために作成しています。

2 ごみ処理の方法

(1) ごみ排出区分の定義

本市におけるごみ排出区分の定義は、下図のとおりです。

本市では、市民や事業者等により排出される全ての不要物の量を「ごみ発生量」とします。しかし、民間事業者による資源回収や事業者の独自処理、市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって減量化や資源化が行われている「潜在ごみ」については、実数として捉えることが困難なものがあるため、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活排出ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活排出ごみのうち「集団回収」と「資源物」を除いた処理・処分が必要な、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、特定廃棄物、及び使用済み乾電池等を「家庭系ごみ」とします。

また、「ごみ総排出量」から「集団回収」を除いたものを「ごみ・資源物排出量」、「ごみ総排出量」から「集団回収」と「資源物」を除いたものを「ごみ排出量」とします。

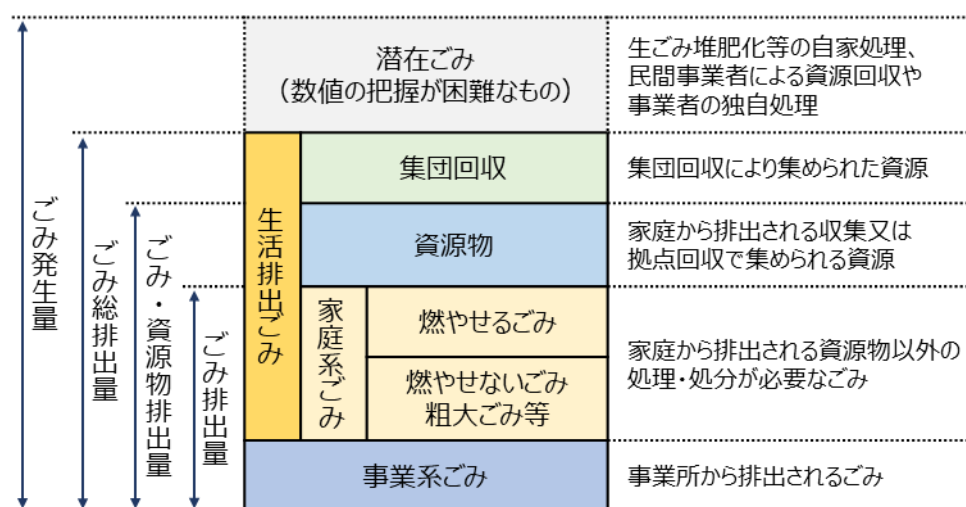


図1 ごみ排出区分の定義

(2) ごみの排出・収集方法

生活排出ごみの排出・収集方法は、下表のとおりで、燃やせるごみ、燃やせないごみ、使用済み乾電池等、資源物は、ステーション収集を行い、粗大ごみや特定廃棄物等は、戸別収集の申込み又はクリーンセンターへの直接搬入を行うこととしています。また、蛍光管や発火性危険物、廃食用油等は、拠点収集を実施しています。

事業系ごみについては、排出事業者の責任において資源化できるものは再生事業者等を活用して処理し、資源化できないものは春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼、又はクリーンセンターへ直接搬入しています。

表 2 生活排出ごみの排出・収集方法

種類・区分			排出方法	収集方法	収集回数	料金
燃やせるごみ			指定袋（黄色）	ステーション収集 （直営・委託）	週 2 回	無料
燃やせないごみ			指定袋（青色）	ステーション収集 （委託）	月 2 回	
粗大ごみ			戸別収集のため清掃事業所へ申込み クリーンセンターへ直接搬入			有料
特定廃棄物						
家電 4 品目						
使用済み乾電池等			透明・半透明の袋	ステーション収集 （直営・委託）	年 2 回	無料
			直接持ち込む	拠点収集 （公共施設等79か所）	随時	
蛍光管			直接持ち込む	拠点収集 （公共施設等24か所）	随時	無料
資源物	古紙	新聞紙	紙ひもで縛る	ステーション収集 （委託）	月 2 回	無料
		雑誌				
		雑がみ	紙ひもで縛る・紙袋			
		段ボール	紙ひもで縛る			
		牛乳パック類				
		古着	透明・半透明の袋			
	飲料缶					
	ガラスびん					
	ペットボトル					
	プラスチック製容器包装		指定袋（無色）		週 1 回	
	金属類（小型家電含む）		透明・半透明の袋		月 1 回	
			指定袋（赤色）			
	発火性危険物		直接持ち込む	拠点収集（充電式小型家電は公共施設15か所、スプレー缶等は公共施設29か所）	随時	
	廃食用油		びん又はペットボトルに入れふたをする	拠点収集 （公共施設17か所）	随時	
犬、猫等の死体			戸別収集のため清掃事業所へ申込み 清掃事業所へ直接搬入			有料

2024（令和6）年4月1日時点

(3) ごみの処理方法

生活排出ごみや事業系ごみは、次のとおり処理しています。

表 3 ごみ処理

区分	処理・資源化方法等
燃やせるごみ	・クリーンセンターで焼却します。 ・焼却処理後に発生する灰は、再生事業者へ引き渡し又は市内外の最終処分場で埋立処分します。
燃やせないごみ	・破碎処理施設で、破碎資源、破碎可燃物、破碎不燃物に分けます。 ・破碎可燃物は、クリーンセンターで焼却します。 ・破碎不燃物は、最終処分場で埋立処分します。 ・破碎資源は、再生事業者に引き渡します。 ・破碎不適物の砂・石は、最終処分場で埋立処分します。
粗大ごみ	・再利用可能なものは、修理して市民に販売します。 ・その他の粗大ごみは、燃やせないごみと同様の処理をします。
その他専用の処理のために分類するごみ	・乾電池、水銀体温計は再生事業者に引き渡します。 ・家電4品目は、再生事業者に引き渡します。 ・その他の特定廃棄物は、個別に適正処理します。
資源物	・古紙等の紙類は、再生事業者に引き渡します。 ・飲料缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に選別し、再生事業者に引き渡します。 ・プラスチック製容器包装やペットボトルは、選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会^{※1}で資源化が行われます。 ・金属類は、充電式電池を内蔵した小型家電、スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター、その他に選別し、再生事業者に引き渡します。

2024（令和6）年4月1日時点

^{※1} 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会…「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人で、同法の対象となる容器包装の製造・販売等を行う特定事業者等からの委託を受けて、容器包装廃棄物等のリサイクル事業を実施している。

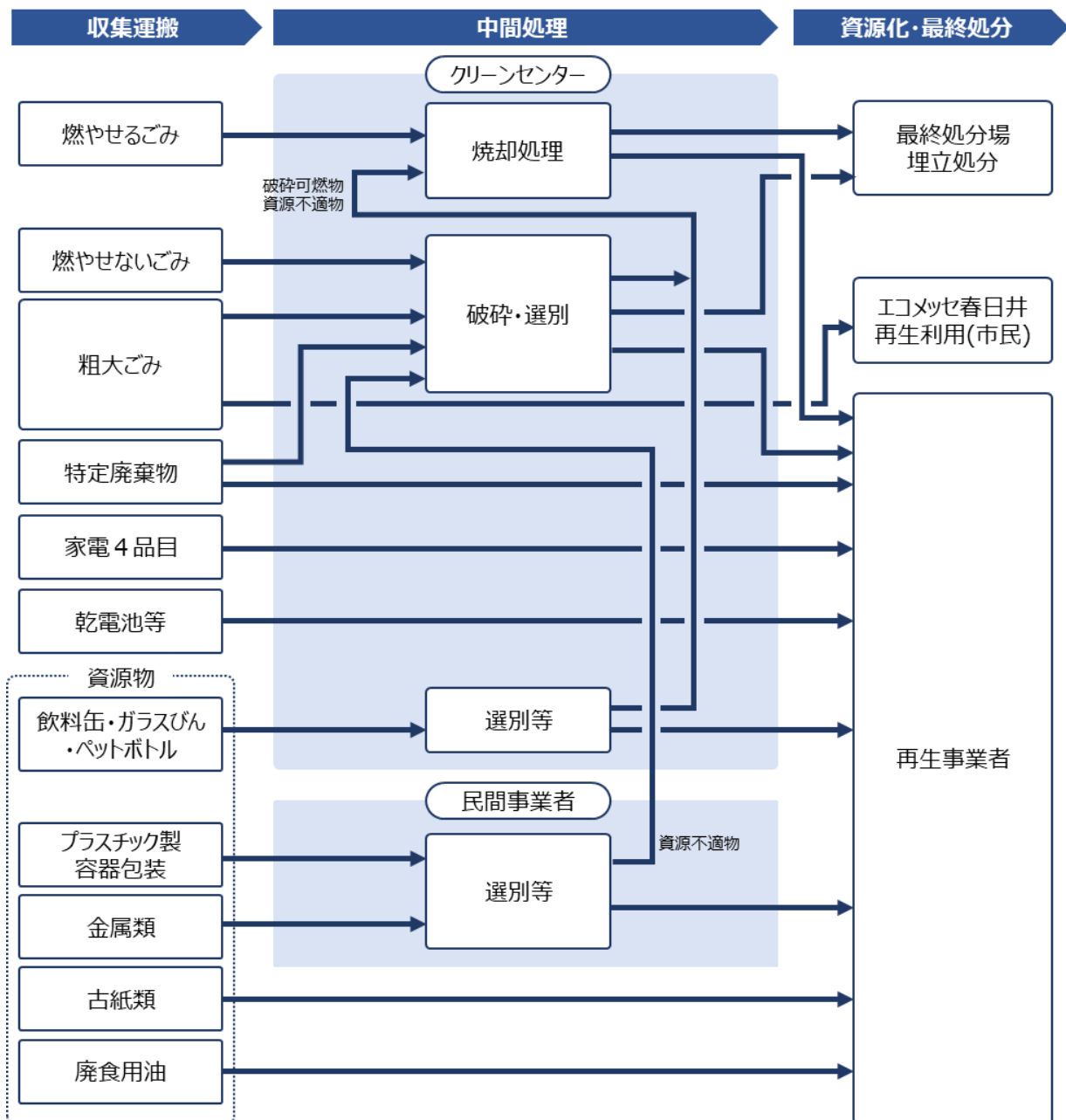


図4 ごみ処理フロー

3 ごみ処理の実績（2023（令和5）年度実績）

2023（令和5）年度におけるごみ処理の実績は次のとおりです。

表5 主な指標の実績

指標	2023（令和5） 年度実績	前年度比	計画目標値	
			中間目標 2028（R10）	最終目標 2033（R15）
ごみ・資源物排出量	84,027 t	4,195 t 減 (4.8%減)	—	—
ごみ排出量	74,030 t	3,203 t 減 (4.1%減)	—	—
1人1日当たりごみ排出量	660 g	27 g 減 (3.9%減)	660 g	640 g
家庭系ごみ排出量	52,961 t	2,803 t 減 (5.0%減)	—	—
1人1日当たり家庭系ごみ 排出量	472 g	24 g 減 (4.8%減)	478 g	463 g
事業系ごみ排出量	21,070 t	400 t 減 (1.9%減)	20,400 t	19,600 t
資源物回収量	9,997 t	992 t 減 (9.0%減)	—	—
資源化率（事業者による資 源化量含む）	22.4%	0.6ポイント増	25.0%	28.0%
最終処分量	7,582 t	842 t 減 (10.0%減)	8,030 t	7,700 t
1人当たりごみ処理経費 （建設改良費除く）	14,292 円 (2022（令和4）年度)	449 円減 (3.0%減)	—	—

(1) ごみ・資源物排出量

ごみ・資源物排出量は 84,027 トンで、前年度に比べて 4,195 トン（4.8%）減少しました。また、資源物を除いたごみ排出量は 74,030 トンで、前年度に比べて 3,203 トン（4.1%）減少しました。

1 人 1 日当たりごみ排出量は 660 グラムで、前年度に比べて 27 グラム（3.9%）減少し、計画の中間目標（2028（令和 10）年度に 660 グラム）を達成しています。

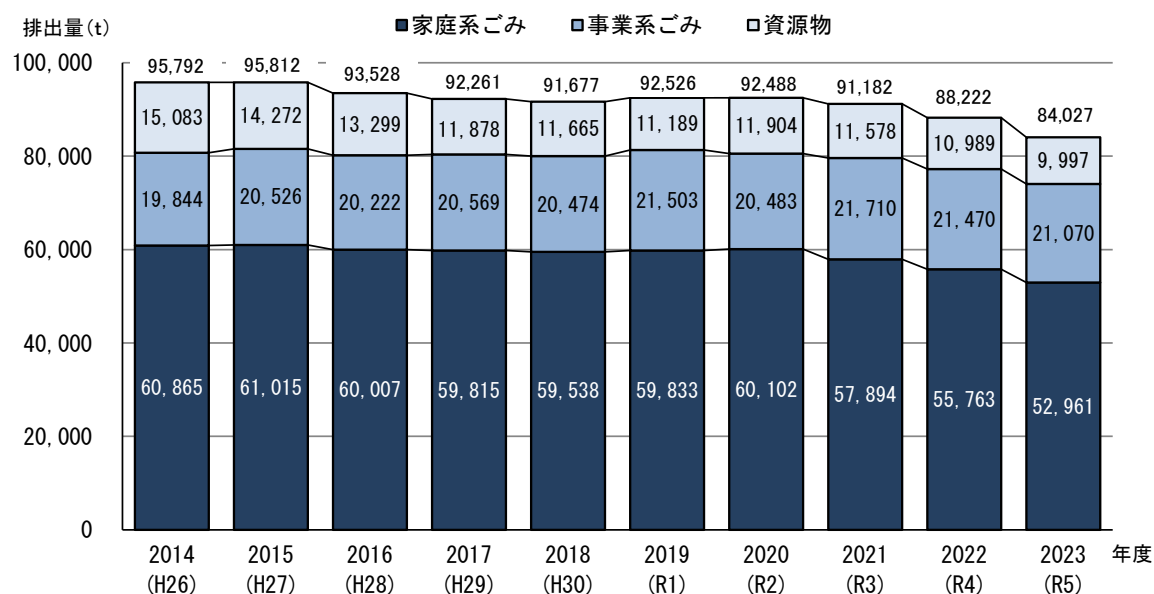


図6 ごみ・資源物排出量の推移

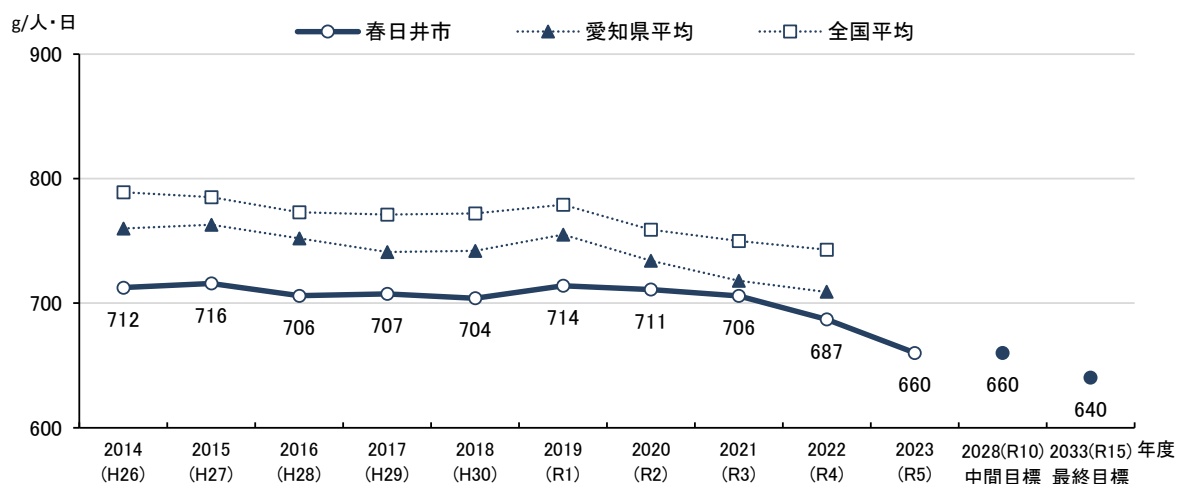


図7 1人1日当たりごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は 52,961 トンで、前年度に比べて 2,803 トン（5.0％）減少しました。

1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量は 472 グラムで、前年度に比べて 24 グラム（4.8％）減少し、計画の中間目標（2028（令和 10）年度に 478 グラム）を達成しています。

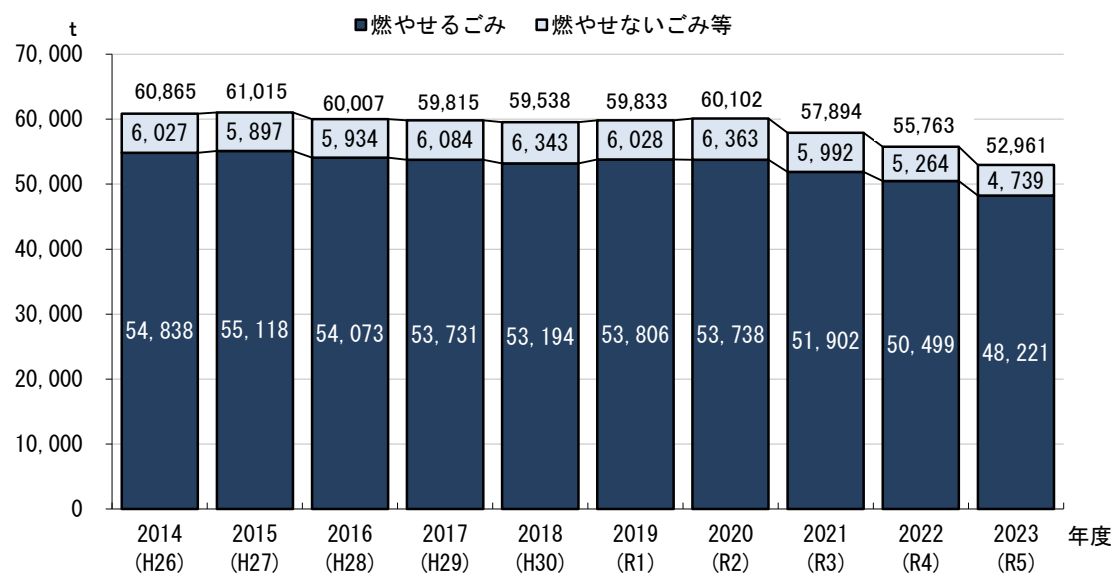


図 8 家庭系ごみ排出量の推移

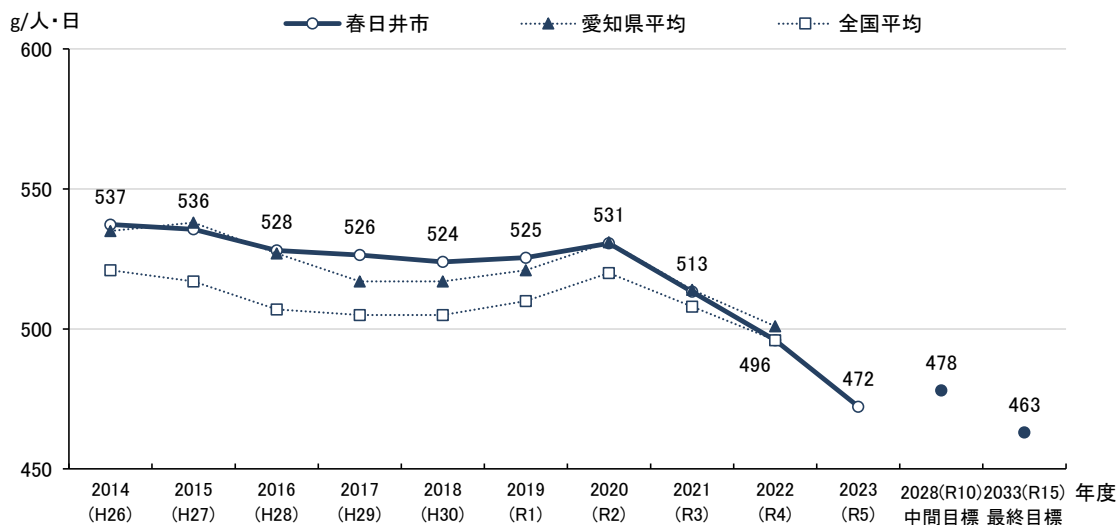


図 9 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は 21,070 トンで、前年度に比べて 400 トン（1.9%）減少し、計画の中間目標（2028（令和 10）年度に 20,400 トン）達成に向けて順調に推移しています。

1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量は 188 グラムで、前年度に比べて 3 グラム（1.6%）減少しました。

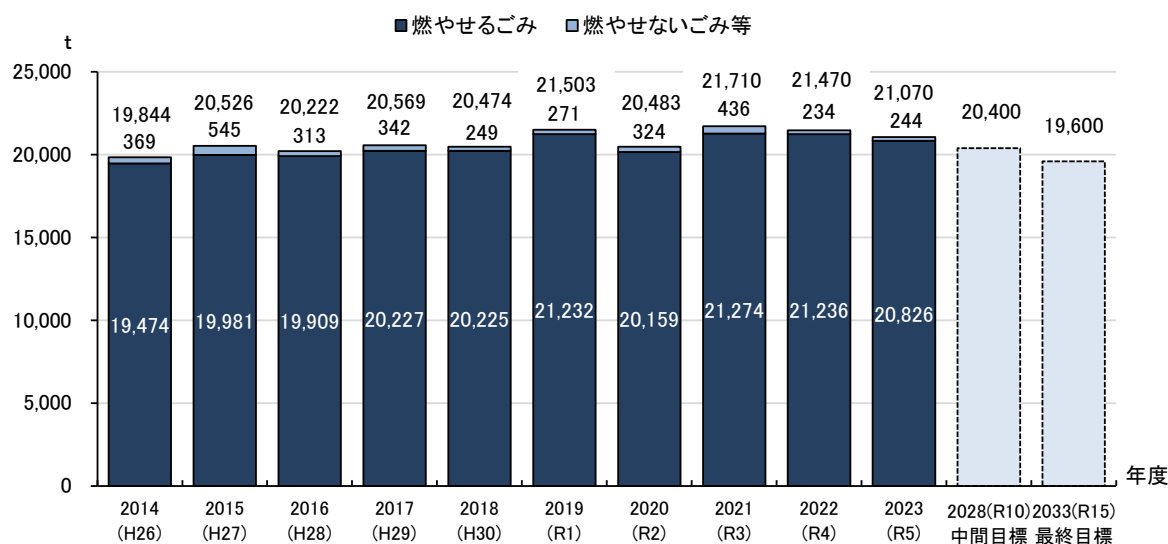


図 10 事業系ごみ排出量の推移

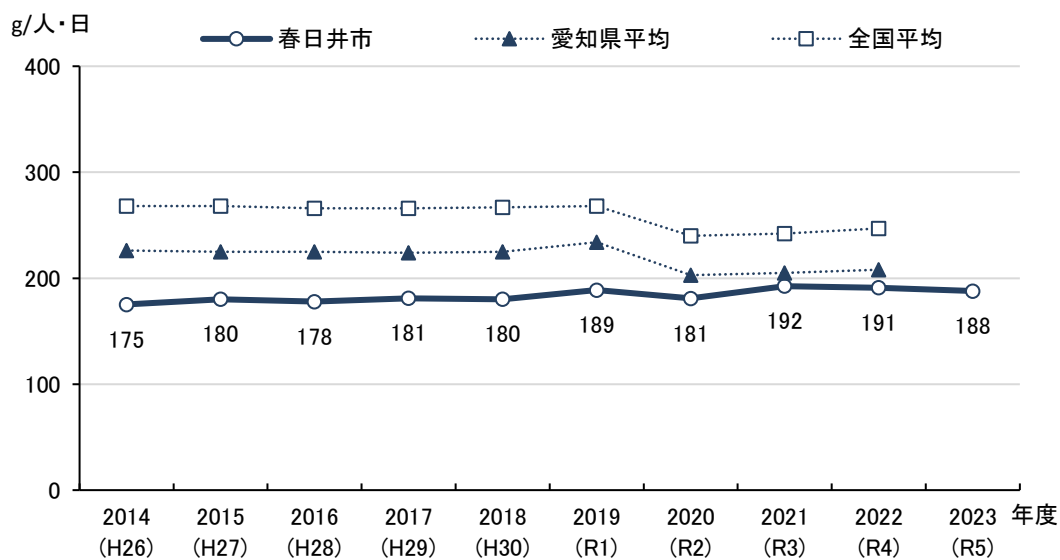


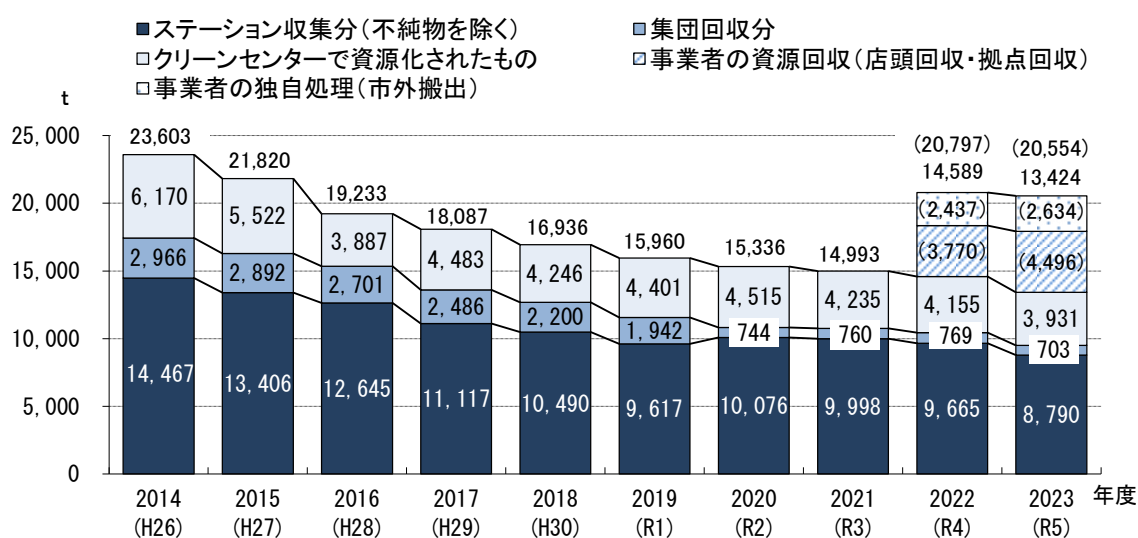
図 11 1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量の推移

(4) 資源化量

資源化量（ステーション収集分、集団回収分、クリーンセンターで資源化されたもの）は13,424 トンで、前年度に比べて1,165 トン（8.0%）減少し、資源化率は15.8%となっています。

また、事業者の資源回収（スーパーマーケット等の店頭回収、コンテナボックス等による拠点回収等）や独自処理（市外搬出）を含めた場合の資源化量は20,554 トンで、前年度に比べて243 トン（1.2%）減少しました。資源化率は22.4%となり、計画の中間目標（2028（令和10）年度に25.0%）達成に向けて順調に推移しています。

ステーション収集した資源物やクリーンセンターで資源化されたものは、再生事業者へ売却して市の財源に充てています。



※事業者の資源回収（スーパーマーケット等の店頭回収、コンテナボックス等による拠点回収等）や独自処理（市外搬出）による資源化量について、事業者へのアンケート調査結果や市外搬出実績報告書に基づき、2022（令和4）年度以降の実績値を参考に記載しています。

図12 資源化量の推移

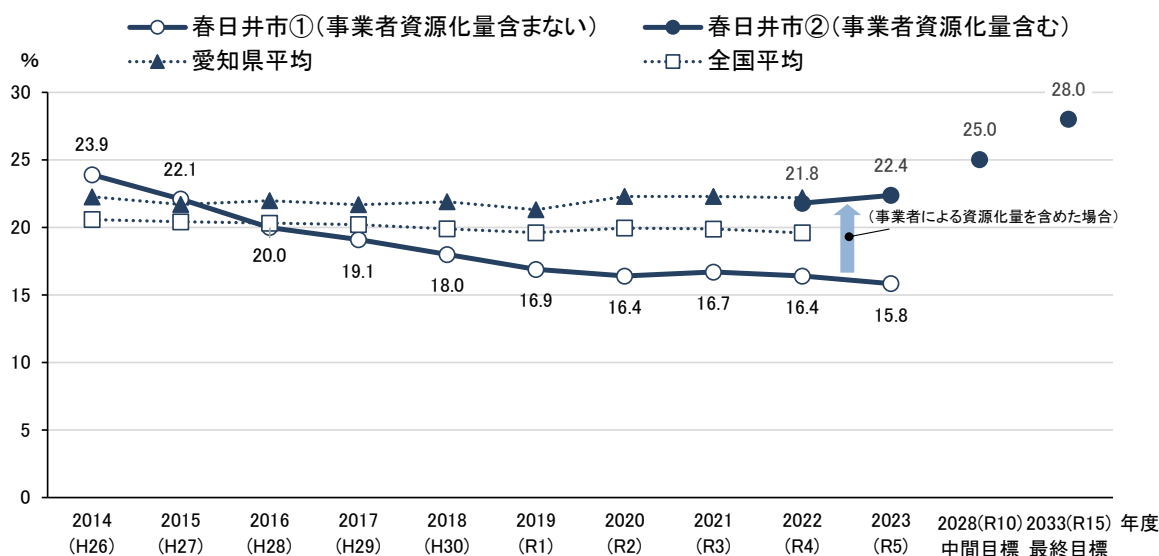


図13 資源化率の推移

表 14 品目別収集量及び資源化量

(上段：収集量、下段：資源化量（不純物を除く）、単位：t)

品目 \ 年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
古紙類	8,864	8,207	7,395	6,177	5,742	4,854	5,215	5,217	5,027	4,437
	8,864	8,110	7,325	6,108	5,674	4,781	5,139	5,153	4,965	4,388
飲料缶	319	306	294	271	260	267	311	328	282	190
	257	240	245	228	215	220	262	269	257	167
ガラスびん	1,795	1,802	1,718	1,646	1,593	1,557	1,601	1,565	1,503	1,450
	1,427	1,302	1,388	1,274	1,215	1,186	1,161	1,115	1,124	1,089
ペットボトル	759	762	760	768	786	800	827	841	834	850
	633	629	623	622	628	604	616	616	597	590
プラスチック 製容器包装	2,885	2,821	2,690	2,576	2,608	2,761	2,817	2,851	2,798	2,675
	2,763	2,692	2,562	2,446	2,440	2,588	2,612	2,667	2,595	2,465
金属類	450	361	430	427	665	938	1,121	765	534	385
	450	361	430	427	307	226	274	168	119	82
使用済み乾電池等※	60	60	60	—	—	—	—	—	—	—
	60	60	60	—	—	—	—	—	—	—
廃食用油	12	12	12	12	12	11	12	11	10	9
	12	12	12	12	12	11	12	11	10	9
合計	15,083	14,272	13,299	11,878	11,665	11,189	11,904	11,578	10,989	9,997
	14,467	13,406	12,645	11,117	10,490	9,617	10,076	9,998	9,665	8,790

※使用済み乾電池等は 2017（平成 29）年度から資源に含めていません。

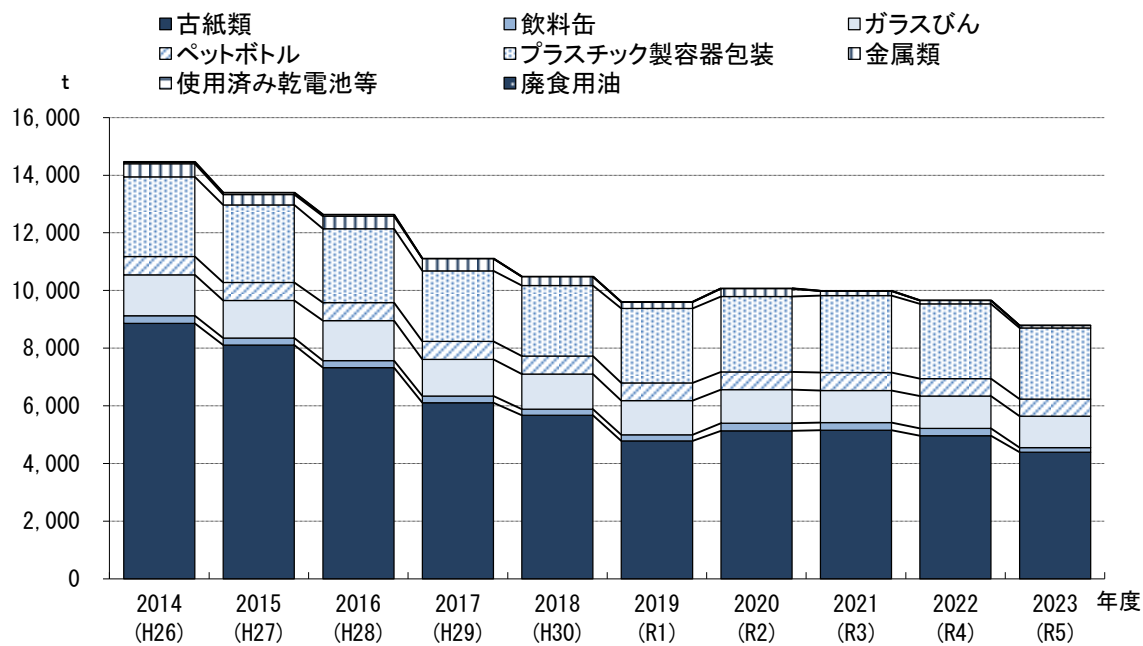


図 15 品目別資源化量の推移

表 16 資源売却による収入見込み

(千円)

区分	品目		金額	前年度金額	売却先又は支払元
資源物	飲料缶	アルミ缶	29,076	51,512	再生事業者
		スチール缶	2,189	3,454	
	ガラスびん		0	0	
	古紙類	新聞紙	9,226	11,038	
		雑誌・雑がみ	6,906	7,920	
		段ボール	9,031	9,586	
		牛乳パック	181	193	
		古着	412	458	
	金属類（小型家電を含む）※1		-	-	
	ペットボトル		40,895	55,829	(財)日本容器包装リサイクル協会
プラスチック製容器包装		0	0		
資源化物	アルミ屑		11,460	12,824	再生事業者
	破碎鉄・ウス鉄		31,014	41,172	
	溶融メタル ※2		-	-	非鉄製錬所
	溶融スラグ ※2		-	-	コンクリート資材メーカー
	電線屑等		2,397	3,616	再生事業者
合計			142,787	197,602	

※1 2018（平成 30）年 10 月から金属類（小型家電を含む）の売却を休止（クリーンセンターでの資源化物として売却）

※2 灰溶融設備は 2017（平成 29）年 4 月から休止、2023（令和 5）年度 7 月に廃止

(5) ごみの組成

クリーンセンターのごみピットから採取した燃やせるごみ（家庭系・事業系の混合）の成分と組成分析結果（湿ベース）は、紙・布類が34.3%と最も多く、次いで木・竹・ワラ類の25.8%、ビニール合成樹脂類の16.6%となっています。

表 17 ごみ質分析結果

(単位：%)

年度		2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
成分	水分	32.8	39.0	41.3	45.5	30.1	25.6	27.4	22.6	31.2	22.6
	灰分	8.0	6.3	7.1	6.6	10.2	8.6	10.4	11.6	9.3	8.1
	可燃分	59.2	54.7	51.6	47.9	59.8	65.9	62.2	65.8	59.5	69.3
組成	紙・布類	45.5	44.0	36.1	37.1	32.5	45.7	27.3	30.8	33.5	34.3
	ビニール合成樹脂類	11.5	11.2	12.5	14.4	9.3	10.5	9.2	8.4	15.2	16.6
	木・竹・ワラ類	27.2	16.3	20.4	22.9	39.0	29.7	47.7	44.2	30.1	25.8
	厨芥類	13.8	26.5	28.5	21.8	14.5	11.2	13.0	12.7	9.5	8.7
	不燃物類	0.6	1.0	1.1	1.3	2.7	1.6	1.6	2.0	2.3	2.9
	その他	1.4	1.0	1.4	2.6	2.0	1.3	1.4	1.8	9.4	11.6

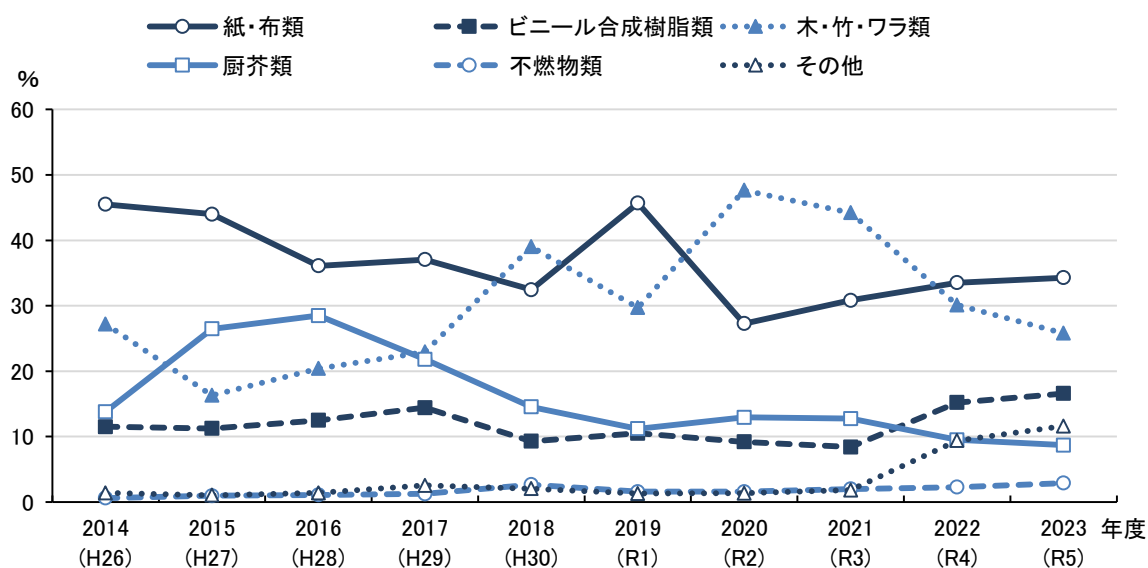


図 18 ごみ組成割合の推移

(6) 中間処理量

焼却処理は、クリーンセンターの第1工場（処理能力 260 t / 日）、第2工場（処理能力 280 t / 日）の2工場が稼働しており、焼却処理量は 72,543 トンで前年度に比べて 2,933 トン（3.9%）減少しました。

破碎処理は、焼却処理と同様に第1工場（処理能力 65 t / 5 h）、第2工場（処理能力 45 t / 5 h）の2工場が稼働しており、破碎処理量は 4,704 トンで前年度に比べて 626 トン（11.7%）減少しました。

なお、1工場体制となる2027（令和9）年度からの第2工場の処理能力は、焼却処理能力が 300 t / 日、破碎処理能力が 45 t / 5 h となる予定です。

また、クリーンセンターのごみ焼却による発電量は 25,138MWh で、前年度に比べて 6,733MWh（21.1%）減少しました。なお、余剰電気は電力会社へ売却しており、売電量は 9,677,598kWh、売電額は 58,840 千円です。

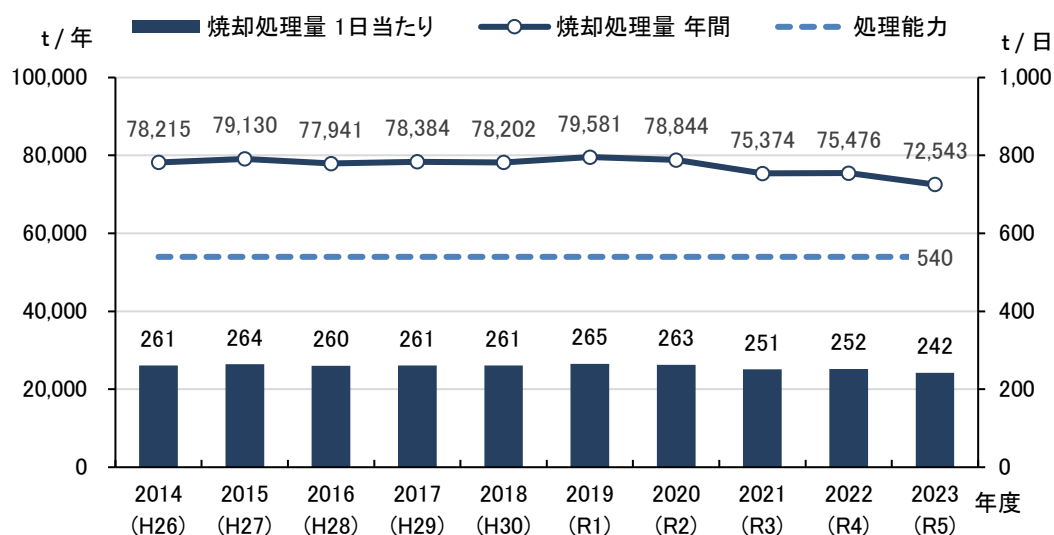


図 19 焼却施設稼働状況

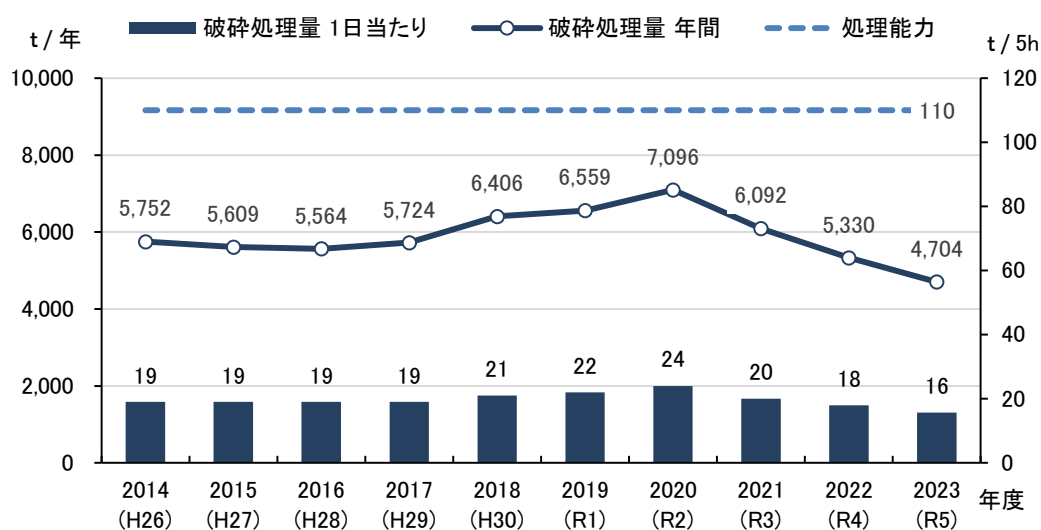


図 20 破碎処理施設稼働状況

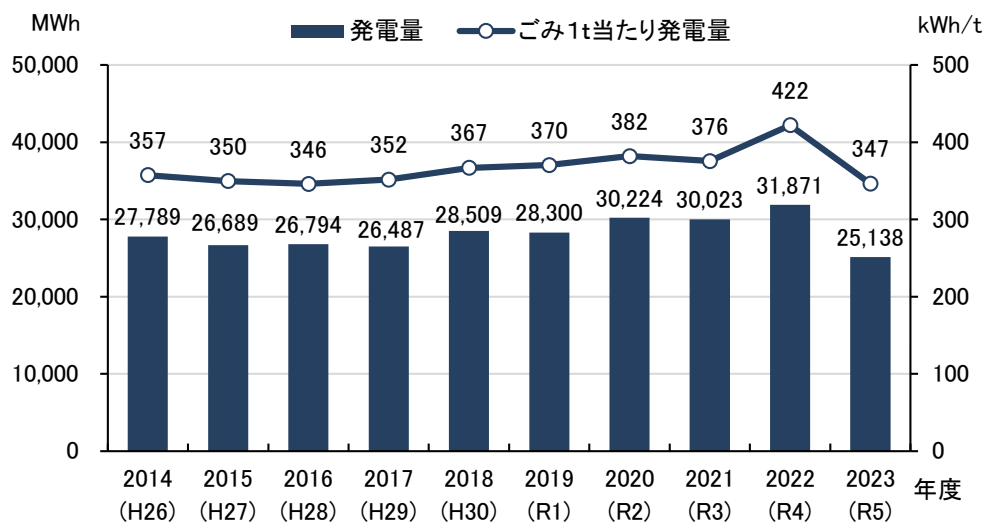


図 21 ごみ焼却による発電量の推移

(7) 最終処分量

最終処分量は7,582 トンで、内津北山最終処分場に5,189 トン埋め立てているほか、クリーンセンターから排出される焼却灰※²のうち飛灰固化物※³を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）に2,393 トン搬出しています。また、前年度に比べて842 トン（10.0%）減少し、計画の最終目標（2033（令和15）年度に7,700 トン）を達成しています。

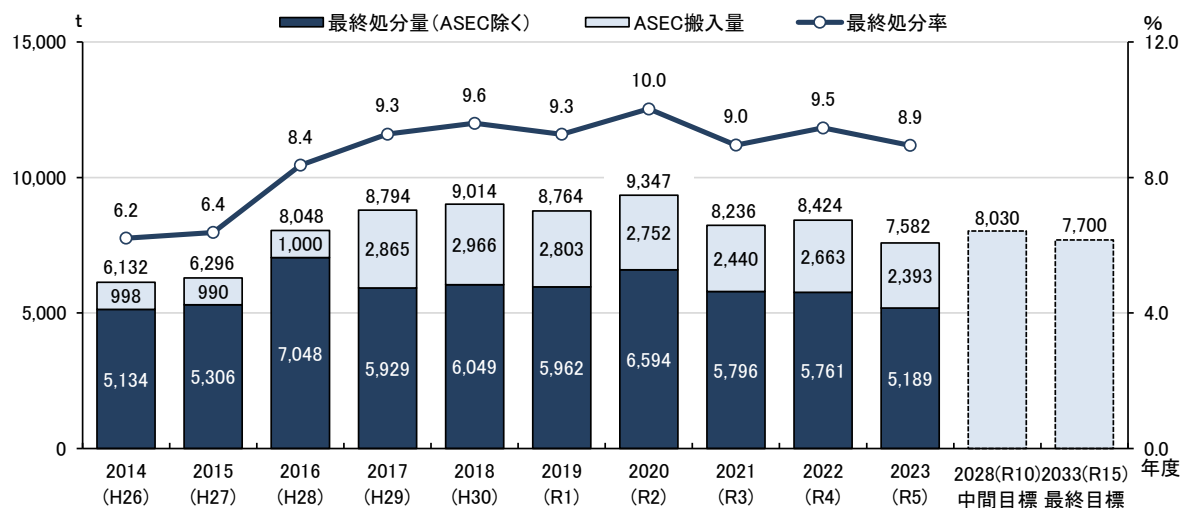


図 22 最終処分量の推移

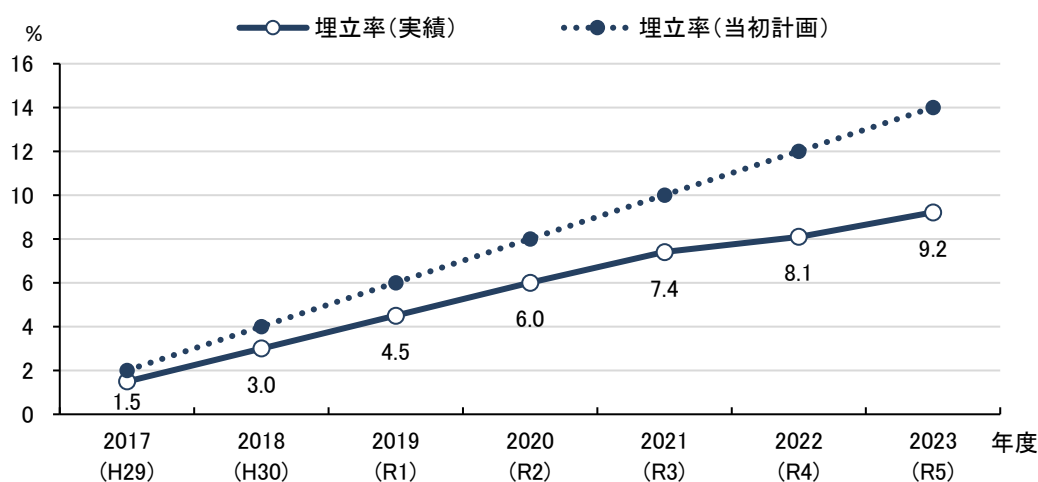


図 23 内津北山最終処分場埋立率の推移

※² 焼却灰…焼却処理により焼却炉の底から排出される主灰と飛灰が発生する。

※³ 飛灰固化物…排ガス出口の集じん装置等で集められたばいじん（灰）で、重金属の流出を防ぐために処理剤を加えて固化物にしたもの。

(8) ごみ処理経費

ごみ処理経費（処理及び維持管理費、建設改良費、その他）は 4,793,920 千円で、前年度に比べて 58,923 千円（1.2%）減少しました。なお、2015（平成 27）年度及び 2016（平成 28）年度は内津北山最終処分場の整備により「建設改良費」が一時的に増加しました。

1 人当たりごみ処理経費（建設改良費を除く）は 14,292 円で、前年度に比べて 449 円（3.0%）減少しました。

表 24 ごみ処理経費

（単位：千円）

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
処理及び維持管理費	4,215,187	4,137,993	4,018,746	3,767,988	3,689,125	4,008,229	4,195,612	4,510,859	4,346,303
人件費	1,295,243	1,285,678	1,288,235	1,294,199	1,091,073	1,255,757	1,270,353	1,252,359	1,218,532
処理費	1,181,313	1,090,734	1,023,463	810,111	833,331	962,172	1,039,962	1,306,357	1,186,124
車両等購入費	-	-	-	21,773	42,422	39,160	16,478	38,027	38,335
委託費	1,738,631	1,761,581	1,707,048	1,641,905	1,722,299	1,751,140	1,868,819	1,914,116	1,903,312
建設改良費	196,924	1,678,925	3,359,604	152,398	259,387	42,229	95,471	280,888	374,586
その他	48,938	60,962	123,047	85,219	73,615	73,288	69,891	61,096	73,031
合計	4,461,049	5,877,880	7,501,397	4,005,605	4,022,127	4,123,746	4,360,974	4,852,843	4,793,920

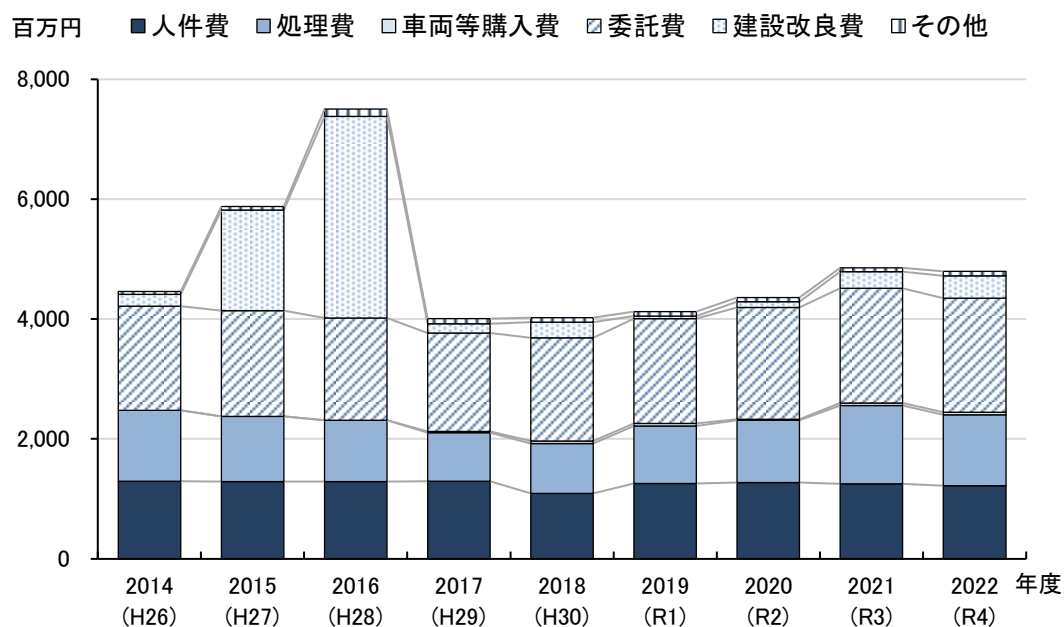


図 25 ごみ処理経費の推移

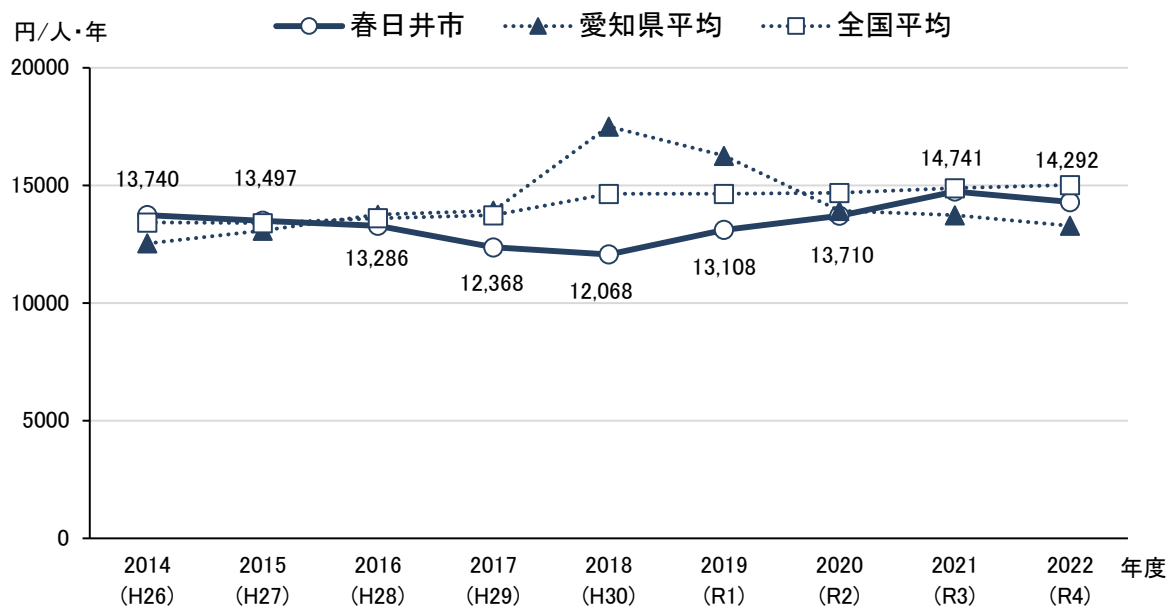


図 26 1人当たりごみ処理経費（建設改良費を除く）の推移

4 主な取組（2023（令和5）年度実績）

2023（令和5）年度における主な取組は次のとおりです。

基本施策1 ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）

(1) レジ袋の削減に関する協定

ごみ減量、地球温暖化防止及び循環型社会を目指すため、市内の市民団体やスーパーマーケット等の事業者と協定を締結し、マイバッグ等の持参を呼びかけるなどレジ袋削減に向けた取組を推進しています。

協定締結事業者数 13事業者25店舗（2024（令和6）年3月31日時点）

(2) 食品ロス削減月間等における啓発

広報春日井10月号で「食品ロス削減」の特集記事を掲載したほか、消費生活展や春日井まつりで食品ロス削減に関するパネル展示や未利用食品の寄付の受付等を実施しました。

(3) 家庭用生ごみ処理機の購入費補助

家庭用生ごみ処理機の購入に対し、購入金額の2分の1（上限20,000円）を補助しました。

交付件数 104件 交付額 1,214,600円

(4) 生ごみ減量講座

家庭から出る生ごみを堆肥化する「ぼかし作り講座」を実施しました。

実施回数 5回（無印良品イーアス春日井4回、レディヤンかすがい1回）

参加者数 52人

(5) フードドライブ^{※4}の推進

市役所地域福祉課（現地域共生課）で未利用食品の寄付の受付を開始したほか、子ども食堂やフードバンクなどの福祉団体、事業者等で構成する「春日井市フードドライブ事業ネットワーク連絡会」を設置し、関係団体等の連携強化を図りました。

寄附受付量 3,726点 889kg

(6) ごみ減量3R推進事業所認定制度

ごみ減量や資源の有効利用に積極的に取り組む事業所を認定し、その取組をホームページ等で紹介しました。

認定事業所数 9事業所（2024（令和6）年3月31日時点）

^{※4} フードドライブ…家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

基本施策2 ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）

(7) エコメッセ春日井におけるリユースの推進

エコメッセ春日井においてごみの減量や資源の再利用に関する情報発信や講座開催のほか、再利用品の展示や提供等を実施しました。

ア リサイクル講座 57回開催、参加者743人

イ おもちやの病院 12回開催、参加者420人

ウ 再利用品（家具類や自転車など）の販売 144点

エ エコ先案内人（紙芝居・読み聞かせ等） 12回開催、参加者219人

オ リサイクルプラザ情報（不用品のあっせんや情報の提供）

(8) 資源回収団体奨励金

子ども会、学校、町内会等の資源回収団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付しました。

交付団体数 89団体 収集量 703トン 交付額 3,515,097円

(9) 資源の拠点回収

適正な資源化と排出環境の充実を図るため、公共施設等においてスプレー缶や小型家電、蛍光灯、廃食用油、乾電池等の拠点回収を実施しました。

【拠点回収量】

品目	回収施設	回収量
スプレー缶・ライター	公共施設30か所	1,682kg
小型家電	公共施設16か所、電機店10か所	187kg
蛍光灯	公共施設15か所、電機店10か所	1,183kg
廃食用油	公共施設18か所	9,890ℓ (精製後使用量6,940ℓ)
乾電池等	公共施設・郵便局等81か所	70t

2024（令和6）年3月31日時点

(10) 携帯電話等の拠点回収及びパソコンを含む小型家電の宅配便回収

国認定事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」との協定に基づき、携帯電話及びスマートフォンの回収箱を設置するとともに、パソコンを含む小型家電の宅配便による回収を実施しました。

回収量 携帯電話等814台、パソコン1,898台、その他小型家電4.3トン

(11) 資源持ち去り防止対策

ごみステーションからの資源の持ち去り行為を防止するため、警察と連携し、監視パトロールや注意喚起、指導等を実施しました。

監視パトロール回数44回

基本施策3 分かりやすい情報発信と環境教育の推進

(12) 発火性危険物の分別排出の啓発

充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物に起因するごみ収集車やクリーンセンターにおける火災事故を防止するため、広報誌やホームページ、SNS、JR駅デジタルサイネージ等の各種媒体を活用して情報を発信するとともに、春日井まつり等のイベントや青空教室等の講座において啓発を実施しました。

(13) 「環境カレンダー」の配布

ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、分別区分やごみを出す日等を記載した冊子を配布しました。

作成部数 140,000部

(14) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信

収集カレンダーや分別方法の検索機能等を有するスマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信しています。外国人向けに英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語にも対応しています。

利用者数 41,164人（2024（令和6）年3月31日時点）

(15) 青空教室

小学4年生や保育園等の年長児に対して、ごみの減量やリサイクルについて学ぶ環境教育を実施しました。

実施数 保育園・幼稚園51園、小学校37校

(16) 子ども環境アカデミー

ごみの分別、資源のリサイクルなど様々な環境問題に家族で関心を持ってもらうため、子どもとその保護者を対象とした環境教育講座を実施しています。2023（令和5）年度は、「春日井市民環境フォーラム」と合同開催とし、お笑いコンビ「マシンガンズ」滝沢秀一氏による講演「マシンガンズ滝沢さんと考えるごみ問題～清掃員から見た景色～」を実施しました。

参加者数 10組21人（市民環境フォーラム全体270人）

(17) 出前講座

地域の団体や事業者に対して、ごみの減量やリサイクルに関する出前講座を実施しました。また、ささえ愛センターの日本語教室に通う外国人を対象にごみの分別方法に関する講座を実施しました。

実施回数 4回 参加者数 118人

(18) クリーンセンター施設見学

小学校や団体等によるクリーンセンターの施設見学の受入を実施しました。

見学者数 31団体2,101人

基本施策4 ごみの適正排出と環境美化の推進

(19) ごみステーション整備用品購入費等補助

ごみステーションにおけるごみの散乱を防止するため、ごみボックス等のごみステーション整備用品を設置する町内会等に対して、購入費・作製費の一部補助を実施しました。

補助基数 140基

(20) クリーンセンター搬入物検査

クリーンセンターへの産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査を実施し、分別方法等の指導を行いました。

実施回数 3回

(21) 不法投棄防止対策

市民、事業者、警察、近隣市等と連携し、不法投棄監視パトロールや監視カメラ、看板設置等の対策を実施しました。

パトロール回数966回

(22) ポイ捨て・ふん害防止対策

ポイ捨てによるごみの散乱やペットのふん害の防止に対する市民の意識向上を図るため、地域の団体や事業者の代表等で構成する「ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会」と連携し、公園や駅周辺等における街頭啓発や清掃活動を実施しました。

J R 駅周辺における啓発・清掃活動 4回実施 参加者数154人

落合公園等における啓発・清掃活動 1回実施 参加者数350人

(23) かすがいクリーン大作戦

快適できれいなまちづくりを推進するため、市民や事業者の参加による地域の清掃活動を実施しました。

春季 参加者数 36,943人 ごみ収集量 153.69トン

秋季 参加者数 36,027人 ごみ収集量 163.22トン

(24) 環境美化指導員^{※5}による美化活動

環境美化指導員を配置し、ポイ捨てやふん害が多発する場所等において巡視や清掃、啓発活動を実施しました。

環境美化指導員数 4人 回収量 2,737kg

(25) 空き缶等散乱防止協定

事業者と空き缶等散乱防止協定を締結し、事業者による空き缶等のごみのポイ捨て防止の啓発や清掃活動を促進しました。

協定締結事業所数 101社（2024（令和6）年3月31日時点）

^{※5} 環境美化指導員…「春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、地域における空き缶等の散乱やふん害防止のための指導、啓発等を行う職員。

基本施策5 効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築

(26) 高齢者等排出困難者への支援

家庭ごみ等をごみステーションまで持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られないひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などに対して、玄関先で戸別収集する「さわやか収集」を実施しました。

登録世帯数 310世帯（2024（令和6）年3月31日時点）

基本施策6 適正な中間処理・最終処分体制の確立

(27) クリーンセンター施設再整備（1工場化）

クリーンセンターの1工場化に向けて、しゅん工から約20年が経過した第2工場において今後も適正なごみ処理を継続して行うため、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度にかけて焼却設備などの主要な機器の大規模整備（基幹的設備改良工事）を実施しています。

(28) クリーンセンター火災防止対策

クリーンセンター等における火災事故を防止するため、発火性危険物の分別収集や選別等の中間処理、クリーンセンターの防火設備の更新、職員への教育・訓練等による安全管理体制の強化を図りました。

【クリーンセンターにおける発煙・発火トラブル件数】

（年度）	2019（R1）	2020（R2）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）
件数	33件	83件	33件	43件	46件

その他

(29) 一般廃棄物処理基本計画策定

本市の廃棄物処理を取り巻く環境の変化に的確に対応し、循環型社会の実現に向けて一層の廃棄物の減量や資源化、適正な処理を推進するため、2023（令和5）年度に「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を統合し、「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：2024（令和6）年度～2033（令和15）年度）を策定しました。

(30) 春日井市廃棄物減量等推進審議会

市民、事業者、学識経験者等で構成し、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議する市の附属機関で、2023（令和5）年度は「春日井市一般廃棄物処理基本計画」の策定について審議しました。

開催回数 4回

5 清掃事業の沿革

年		市全般	ごみ関係
西 暦	昭 和		
1943	18	6.1 市制施行	7 ごみ収集業務開始
1949	24		
1958	33	高蔵寺町・坂下町が市に合併	3 ごみ焼却施設竣工(20t/日)
1961	36		
1962	37	「交通安全都市」宣言	
1963	38	「明るく正しい選挙都市」宣言	
1966	41	「明るく育つ青少年都市」宣言	3 ごみ焼却施設増設(20t/日)
1967	42	「緑化都市」宣言	
1968	43	高蔵寺ニュータウン入居開始	4 高蔵寺ニュータウンでダストシュート、コンテナ方式によるごみ収集開始
1969	44		9 ごみ焼却施設増設(90t/日)
1970	45	12 老人福祉センターへの余熱供給開始	11 紙袋によるごみ収集開始
1971	46		4 燃やせないごみの月2回収集開始
1972	47		7 春日井市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行 不燃物処分場開設(西尾町)
1973	48		8 ごみ焼却施設増設(90t/日)
1975	50		2 粗大ごみ破砕機設置(50t/5h)
			10 ごみ焼却施設固定炉を廃止(40t/日)
1977	52	10 清掃事務所を鷹来町へ移転	1 残灰処分場開設(引沢)
			3 ごみ焼却施設増設(150t/日)
1978	53		3 高蔵寺ニュータウンのごみ収集を大型コンテナ方式に切替え
1979	54		4 不燃物最終処分場閉鎖(西尾町)
			6 不燃物最終処分場開設(大池)
1981	56		3 資源回収団体育成奨励金交付制度実施(6月1日施行)
			8 残灰処分場閉鎖(引沢)
1984	59		3 最終処分場竣工(神屋)
			6 乾電池・体温計一斉回収業務開始
			12 最終処分場開設(神屋)
1985	60		1 不燃物最終処分場閉鎖(大池)
1986	61		4 粗大ごみの電話申し込みによる各戸収集開始
			11 第1回かすがいクリーン大作戦実施
1987	62		4 小学校4年生社会科副読本「くらしとごみ」作成
	平成		
1989	元		4 「青空教室」開始
			7 ごみ問題対策市民委員会設置
1990	2	「健康都市」宣言 新市庁舎オープン	6 環境美化モデル地区設置
			10 空缶資源化事業開始(くうかん鳥)
1991	3	清掃工場をクリーンセンターと名称変更	2 ごみ処理施設竣工(130t/日×2基、65t/5h)
			6 ごみ焼却炉解体(90t/日×2)
			10 雑びん定期回収開始
			11 牛乳パック類資源化事業実施
			第1回リサイクルフェア開催
1992	4	市制施行50周年	6 ごみ研究会設置

			生ごみ堆肥化容器購入補助実施
			8 発泡スチロールトレイ回収開始
			10 利再来館開館
1993	5		5 酒飯店での雑びん回収開始
1994	6		4 春日井市廃棄物の処理および清掃に関する条例全部改正(春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)
			6 生ごみ発酵用密閉バケツ購入補助実施
			10 ペットボトル回収開始
1996	8		6 リサイクル指導員・生ごみアドバイザー設置
			10 春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行
			春日井市空き缶等散乱及びふん害防止推進員設置
1997	9	清掃事務所を清掃事業所と名称変更	
1998	10		5 資源分別収集開始(坂下地区)
			7 透明・半透明ごみ袋の導入
1999	11		3 内津最終処分場竣工(4月供用開始)
			10 資源分別収集地区拡大(味美地区)
2000	12	I S O 1 4 0 0 1 認証取得	3 最終処分場閉鎖(神屋町)
			4 資源分別収集地区拡大(南部・高蔵寺地区)
			家庭用生ごみ処理機購入費補助実施
2001	13	清掃管理課をごみ減量推進課と名称変更	3 発泡スチロールトレイ回収廃止
		「環境都市」宣言、環境基本条例制定	4 粗大ごみ有料化
			資源分別収集地区拡大(西部北・篠木地区)
2002	14		2 高蔵寺ニュータウン及び公共施設のコンテナ方式廃止
			3 生ごみ堆肥化容器購入費補助廃止
			4 資源分別収集地区拡大(鷹来地区、藤山台・岩成台・中央台・高座台)
			「燃やせるごみ」の祝休日収集開始
			9 ごみ処理施設竣工(140t/日×2基)
			10 エコメッセ春日井開設
			「燃やせないごみ」「危険ごみ」の祝休日収集開始
			資源分別収集地区拡大(中部北東・中部北西地区、高森台・石尾台・押沢台) 市内全域実施
2003	15		6 廃食用油拠点収集開始
			特定廃棄物の収集開始
			さわやか収集開始
2004	16		3 家庭用生ごみ処理機及び密閉バケツ購入補助廃止
2005	17		3 ごみ減量3R推進事業所認定制度開始
			10 「資源」の祝休日収集開始
2006	18		1 「雑がみ」収集開始
2007	19		2 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の指定袋の導入
			6 春日井市ごみ処理基本計画策定
2008	20		7 家庭用生ごみ処理機購入費補助再開
			10 レジ袋削減推進協議会の設立
2009	21		4 市内17事業者47店舗がレジ袋有料化
			ごみステーションから資源物を持ち去る行為の禁止
2010	22		4 「燃やせるごみ」収集の一部地区を委託化
			10 プラスチック製容器包装モデル地区分別収集開始(不二ガ丘、中央台、東野町、小野町、前並町)

2011	23		10 一般廃棄物処理手数料の改定
2012	24		7 春日井市ごみ処理基本計画改定
2013	25		4 市内全域においてプラスチック製容器包装、金属類（小型家電を含む）の分別収集開始（指定袋の導入） 春日井市資源・ごみの出し方便利帳の作成
2014	26		8 生ごみ堆肥化講座開始
2015	27		4 生ごみ減量ガイドブックの作成
2016	28		4 ごみボックス購入費補助開始 春日井市資源・ごみの出し方便利帳の改訂
2017	29		3 内津北山最終処分場竣工
2018	30		4 焼却灰溶融設備休止
2019	31		3 ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」導入
〃	令和 元		3 春日井市ごみ処理基本計画改定 春日井市災害廃棄物処理計画策定
			10 蛍光管の拠点回収開始（エコメッセ、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、知多公民館） 国認定事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定を締結し、パソコンを含む小型家電の宅配便による回収開始
2020	2		10 蛍光管の拠点回収の拡充（東部市民センター、総合福祉センター、坂下公民館、清掃事業所を追加） 11 蛍光管の愛知県電機商業組合春日井支部の協力店による拠点回収開始
2021	3		4 金属類のうち発火性危険物（スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター、充電式電池を内蔵した小型家電）を分別する中間処理工程を開始 春日井市資源・ごみの出し方便利帳の改訂
2022	4		10 金属類（発火性危険物）の分別収集開始（指定袋の導入） 蛍光管の拠点回収の拡充（坂下出張所、味美ふれあいセンター、鷹来公民館、レディヤンかすがいを追加） 小型家電の拠点回収を開始（蛍光管の拠点回収と同施設）
			1 内津最終処分場閉鎖
2023	5		4 一般廃棄物処理手数料の改定
			10 蛍光管及び小型家電の拠点回収の拡充（西部ふれあいセンター、中央公民館、ささえ愛センターを追加）
2024	6		7 クリーンセンター焼却灰溶融設備廃止 3 春日井市一般廃棄物処理基本計画策定